

News Release

令和6年9月26日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

分割供給導入及び激甚災害指定に伴う特例認可再申請について並びに低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかる特定小売供給約款の特例認可等について、異存ない旨を経済産業大臣に回答しました

令和6年9月26日、電力・ガス取引監視等委員会は、電気事業者から申請のあった、分割供給導入及び激甚災害指定に伴う特例認可再申請について並びに低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかる特定小売供給約款の特例認可等について、経済産業大臣から意見の求めを受け、認可等をするに異存ないことを回答しました。

- (1) 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会での議論を踏まえ、部分供給が廃止され、分割供給が令和6年10月から導入される予定です。

(参考) 電力・ガス基本政策小委員会 で議論されている内容に関しましては、第78回 電力・ガス基本政策小委員会 資料5をご覧ください。

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/078_05_00.pdf

そこで、過去の災害特例の認可を行った事案に関して、分割供給の導入以降に、分割供給の契約者に対しても災害特例を適用するため、令和6年9月20日付で電気事業者(別紙1)から、電気事業法に基づく経済産業大臣に対する許可等の申請(特例認可申請書の再申請)がありました。また、令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨による災害が激甚災害に指定されたことに伴う、特例認可事項の一部変更に係る再申請も9月20日付でありました。

(参考) 激甚災害に指定された災害については内閣府 HP をご覧ください。

https://www.bousai.go.jp/pdf/240911_kouhyou.pdf

○申請概要

特例措置として、被災した需要家等から申出があった場合には、託送供給等約款、最終保障供給約款及び離島等供給約款以外の供給条件(料金の支払期日の延長、不使用月の電気料金の免除等。別紙1の URL のとおり。)で電気の供給を行う。

(2) 低気圧と前線による大雨に伴う災害について、令和6年9月21日付で石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町に対し災害救助法が適用されました。

(参考) 災害救助法が適用された地域については内閣府 HP をご覧ください。
https://www.bousai.go.jp/pdf/240921_kyuujo-tekiyo.pdf

これを受け、令和6年9月24日付で以下の電気事業者(※1)から、電気事業法に基づく経済産業大臣に対する認可等の申請がありました。

(※1)

○みなし小売電気事業者(1者)

・北陸電力株式会社

○一般送配電事業者(1者)

・北陸電力送配電株式会社

○申請概要

特例措置として、令和6年台風10号に係る災害救助法適用市町村等(※2)において被災した需要家等から申出があった場合には、特定小売供給約款、託送供給等約款、最終保障供給約款及び離島等供給約款以外の供給条件(料金の支払期日の延長、不使用月の電気料金の免除等。別紙2-1から2-4のとおり。)で電気の供給を行う。

(※2) 災害救助法が適用された地域及び隣接する市町村。詳細については、以下の各社 HP を御覧ください。(経済産業大臣による特例認可等され次第、各社にて掲載予定)

・北陸電力株式会社

<https://www.rikuden.co.jp/press/>

・北陸電力送配電株式会社

https://www.rikuden.co.jp/nw_press/index.html

上記(1)(2)の申請に関して、経済産業大臣から特例認可等を行うことについて、電気事業法等の一部を改正する法律附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第66条の10第1項第3号及び電気事業法第66条の11第1項第5号及び8号の規定に基づき、意見の求めがありましたので、電力・ガス取引監視等委員会として認可等を行うことに異存はないことを回答しました。

なお、当該特例措置については、災害救助法が適用された日まで遡及して適用されます。

本ニュースリリースは、第 534 回電力・ガス取引監視等委員会の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長 田上

担当者:曾我部・伊藤

電話 :03-3501-1529

メール:bzl-s-dentori-somu@meti.go.jp

分割供給導入及び激甚災害指定に伴う特例認可再申請一覧

〈東北ネットワーク株式会社〉

- ・7/25 からの大雨による災害特措に係る託送約款は分割供給の導入及び激甚災害指定によるもの。
- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係る料金等の特別措置による託送約款は分割供給導入によるもの。
- ・7/25 からの大雨による災害特措に係る最終保障供給約款は激甚災害指定によるもの。
- ・7/25 からの大雨による災害特措に係る離島等供給約款は激甚災害指定によるもの。

https://nw.tohoku-epco.co.p/consignment/pdf/8-1_12_240725.pdf

https://nw.tohoku-epco.co.jp/consignment/pdf/8-1_059.pdf

https://nw.tohoku-epco.co.jp/consignment/pdf/8-1_25_240725.pdf

https://nw.tohoku-epco.co.p/consignment/pdf/8-1_26_240725.pdf

〈東京電力パワーグリッド株式会社〉

- ・令和 6 年台風第 10 号による災害特措に係る託送約款は、分割供給の導入によるもの。

<https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/notification/pdf/2024090201.pdf>

〈中部電力パワーグリッド株式会社〉

- ・令和 6 年台風第 10 号による災害特措に係る託送約款は、分割供給の導入によるもの。

https://powergrid.chuden.co.p/news/press/1214474_3281.html

〈北陸電力送配電株式会社〉

- ・令和 6 年能登半島地震による災害特措に係る託送約款は分割供給の導入によるもの。

https://www.rikuden.co.jp/nw_soden/attach/takusouigaijouken_20240329.pdf

〈中国電力ネットワーク株式会社〉

- ・7/9 からの大雨による災害特措に係る託送約款は分割供給の導入及び激甚災害指定によるもの。
- ・7/9 からの大雨による災害特措に係る最終保障供給約款は激甚災害指定によるもの。

<https://www.energia.co.jp/nw/service/retailer/consign/agree/pdf/2024-0711a.pdf>

https://www.energia.co.p/nw/company/term/islet/pdf/2024_0711_yakkan_saisyu01.pdf

〈九州電力送配電株式会社〉

- ・令和 6 年台風第 10 号による災害特措に係る託送約款は分割供給の導入によるもの。

https://www.kyuden.co.jp/td_press_2024_240830.html

特定小売供給約款以外の供給条件

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

〈北陸電力株式会社〉

1. 被災されたお客さまの2024年8月(支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。)、9月、10月および11月調定分の電気料金について、支払期日(検針日の翌日から30日目)を1か月間延長する。

(実施期間満了日:2025年1月[満了日は検針日等により相違])

2. 被災されたお客さまが、被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から6か月間に限り、電気料金を免除する。

(実施期間満了日:2025年3月[満了日は検針日等により相違])

3. 被災地において、従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、臨時電力および農事用電力の適用を受けていて被災されたお客さまの電気設備のうち、災害のため一時使用不能となったものについては、2025年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

(実施期間満了日:2025年3月末日)

託送供給等約款以外の供給条件

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家に対して電気の供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

<北陸電力送配電株式会社>

1. 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の令和6年8月(支払期日が令和6年9月21日以降となるものに限る。)、9月、10月および11月料金計算分の供給側料金算定日を、託送供給等約款(2024年9月20日付け届出。以下「託送約款」といい、当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。)18(料金)の規定にかかわらず、それぞれ1月延期する。
2. 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送約款18(料金)の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6月に限り、免除する。
3. 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の利用者を需要者とする供給地点に係る接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点に係る接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが令和7年3月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないとき(分割接続供給の場合は、その申込みにもとづく1供給地点につき、1接続供給契約を締結した場合の接続供給の契約電力が、被災時の1供給地点につき、1接続供給契約を締結した場合の接続供給の契約電力をこえないときに限る。)は、託送約款71(供給地点への供給設備の工事費負担金)の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。
4. 契約者が、被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款20(臨時接続送電サービス)の申込みを行なった場合で、その申込みが令和7年3月末日までに行なわれたときは、託送約款73(臨時工事費)の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。
5. 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送約款18(料金)の規定にかかわらず、令和7年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金の割引を行ない料金を算定する。
6. 契約者が、被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、電流制限器および通信設備等の取付位置の変更の申込みを令和7年3月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一で

あるときは、託送約款 63(引込線の接続), 64(計量器等の取付け), 65(電流制限器等の取付け)および 66(通信設備等の施設)の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

7. 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、当社が分割接続供給を行なう場合で、5によって割引を行ない接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金または予備送電サービス料金を算定するときは、8による料金の調整を行なうために、1供給地点につき、1接続送電サービス、1臨時接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金または予備送電サービス料金を、5に準じて割引を行ない算定する。

8. 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、当社が分割接続供給を行ない、かつ、5によって割引を行ない接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金または予備送電サービス料金を算定する場合で、それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の合計と、7によって算定された1供給地点につき、1接続送電サービス、1臨時接続送電サービスまたは1予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金または予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは、託送約款 33(料金の算定)(12), (13)および(14)の規定に準じて、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の調整を行なう。

9. 被災された発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金の令和6年8月(支払期日が令和6年9月21日以降となるものに限る。), 9月, 10月および11月料金計算分の支払期日を、託送供給等約款 34(支払義務の発生および支払期日)の規定にかかわらず、それぞれ1月延期する。

10. 被災された発電者の受電地点において、被災時から引き続きまったく発電または放電しない場合(他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は、すべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限る。)には、託送供給等約款 18(料金)の規定にかかわらず、当該発電者の受電地点に係る系統連系受電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6月に限り、免除する。

11. 被災された発電者の受電地点において、発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となったものについて、託送供給等約款 18(料金)の規定にかかわらず、令和7年3月末日までの間は、その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの基本料金の割引を行ない料金を算定する。

なお、この場合、その運転不能設備に相当する系統連系受電サービスの系統設備効率化割引は適用しない

12. この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものとする。

最終保障供給約款以外の供給条件

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家に対して電気の供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

<北陸電力送配電株式会社>

1. 被災されたお客さまの令和6年8月(支払期日が令和6年9月21日以降となるものに限る。)、9月、10月および11月の料金算定分の電気料金の支払期日を、電気最終保障供給約款(2024年3月18日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。)24(料金の支払義務および支払期日)の規定にかかわらず、それぞれ1月延期する。

2. 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、令和6年9月21日が属する料金算定月から7か月間に限り、各月ごとに次の割引を行ない料金を算定する。

(1) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金とする。ただし、最終保障供給約款 22(料金の算定)(1)イ、ロ、ハまたは二の場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額とする。

(2) 割引率

(3)に定める割引日数1日ごとに4パーセントとする。

(3) 割引日数

割引日数は、各月の料金の算定期間における、被災により被災時から引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし、30分ごとの使用電力量等にもとづき当社との協議によって定める。

3. 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和7年3月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、最終保障供給約款 47(工事費負担金等の申受けおよび精算)の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

(1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。

(2) 契約負荷設備または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電力をこえないこと。

4. 被災されたお客さまの需要場所において、再建等のため、契約期間が1年未満の電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和7年3月末日までに行なわれたときは、最終保障供給約款 47(工事費負担金等の申受けおよび精算)の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

5. 被災されたお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、最終保障供給約款 15(最終保障電力A)、16(最終保障電力B)および 17(最終保障予備電力)の規定にかかわらず、令和7年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

6. 被災されたお客さまの需要場所において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更申込みを令和7年3月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、最終保障供給約款 47(工事費負担金等の申受けおよび精算)の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

7. この最終保障供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、最終保障供給約款によるものとする。

離島等供給約款以外の供給条件

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家に対して電気の供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

<北陸電力送配電株式会社>

1. 被災されたお客さまの令和6年8月(支払期日が令和6年9月21日以降となるものに限る。)、9月、10月および11月の料金算定分の電気料金の支払期日を、離島等供給約款[低圧用](2024年3月18日届出。以下「離島約款[低圧用]」)という。ただし、当該離島約款[低圧用]が届出により変更された場合は、変更後の離島約款[低圧用]をいう。)33(料金の支払義務および支払期日)および離島等供給約款[高圧用](2024年3月18日届出。以下「離島約款[高圧用]」)という。ただし、当該離島約款[高圧用]が届出により変更された場合は、変更後の離島約款[高圧用]をいう。)29(料金の支払義務および支払期日)の規定にかかわらず、それぞれ1月延期する。

2. 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合の電気料金は次のとおりとする。

(1) 離島約款[低圧用]の定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力および農事用電力の場合

令和6年9月21日が属する料金算定月の次の料金算定月から6か月間に限り、離島約款[低圧用]15(定額電灯)、16(従量電灯)、19(臨時電灯)、20(公衆街路灯)、21(低圧電力)、24(臨時電力)および25(農事用電力)の規定にかかわらず、電気料金を免除する。

(2)(1)以外の場合

令和6年9月21日が属する料金算定月から7か月間に限り、各月ごとに次の割引を行ない料金を算定する。

イ 離島約款[低圧用]の時間帯別電灯、高負荷率電灯、低圧電力Ⅱおよび低圧季節別時間帯別電力ならびに離島約款[高圧用]の業務用電力、業務用季節別時間帯別電力、高圧電力および季節別時間帯別電力の場合

(イ) 割引の対象

基本料金(力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とする。)とする。ただし、離島約款[低圧用]31(料金の算定)(1)イ、ロもしくはハの場合または離島約款[高圧用]27(料金の算定)(1)イ、ロ、ハもしくは二の場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額とする。

(ロ) 割引率

(ハ)に定める割引日数1日ごとに4パーセントとする。

(ハ) 割引日数

割引日数は、各月の料金の算定期間における、被災により被災時から引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし、30分ごとの使用電力量等にもとづき当社との協議によって定める。

ロ イ以外の場合

イに準じて割引を行なう。

3. 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和7年3月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、離島約款[低圧用]56(工事費負担金等の申受けおよび精算)および離島約款[高圧用]52(工事費負担金等の申受けおよび精算)の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

(1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。

(2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力をこえないこと。

4. 被災されたお客さまの需要場所において、再建等のため、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが令和7年3月末日までに行なわれたときは、離島約款[低圧用]56(工事費負担金等の申受けおよび精算)および離島約款[高圧用]52(工事費負担金等の申受けおよび精算)の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

5. 離島約款[低圧用]の従量電灯C、時間帯別電灯、高負荷率電灯、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、低圧電力Ⅱ、低圧季節別時間帯別電力、臨時電力、農事用電力およびホワイトプラン電力(24時間通電型)、ならびに離島約款[高圧用]の業務用電力、業務用季節別時間帯別電力、高圧電力、季節別時間帯電力、臨時電力、自家発補給電力A、自家発補給電力Bおよび予備電力の適用を受けていて被災されたお客さまは、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、離島約款[低圧用]16(従量電灯)、17(時間帯別電灯)、18(高負荷率電灯)、19(臨時電灯)、20(公衆街路灯)、21(低圧電力)、22(低圧電力Ⅱ)、23(低圧季節別時間帯別電力)、24(臨時電力)、25(農事用電力)および26(ホワイトプラン電力[24時間通電型])ならびに離島約款[高圧用]15(業務用電力)、16(業務用季節別時間帯別電力)、17(高圧電力)、18(季節別時間帯電力)、19(臨時電力)、20(自家発補給電力A)、21(自家発補給電力B)および22(予備電力)の規定にかかわらず、令和7年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

6. 被災されたお客さまの需要場所において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および電流制限器等の取付位置の変更申込みを行なった場合で、その申込みが令和7年3月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、離島約款[低圧用]56(工事費負担金等の申受けおよび精算)および離島約款[高圧用]52(工事費負担金等の申受けおよび精算)の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

7. この離島等供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、離島等供給約款によるものとする。